

(3) 木材利用ポイントの付与数

- ① 木造住宅の新築、増築又は購入
一棟当たり30万ポイント。

※ 特定被災地域の住宅であって、「全壊」等と認定された
場合等は、1棟当たり50万ポイント。



- ② 内装・外装木質化工事(住宅の床、内壁及び外壁)

木質化工事の行われた床及び内壁については、1棟当たりの面積がそれぞれ9㎡以上、木質化工事の行われた外壁については、1棟当たりの面積が10㎡以上のものについて、以下の区分で木材利用ポイントを付与。

内装及び外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は30万ポイント。

(4) 申請方法等

- ① 木材利用ポイントの発行申請方法

木材利用ポイントの発行申請は、木造住宅若しくは内装・外装木質化の工事発注者
又は住宅購入者

(代理の者による申請も可能)が申請書類に必要事項を記入し、事務局が設置する申請窓口
に郵送する方法で行うものとします。

なお、発行申請は木造住宅が竣工した時点(建売住宅を購入する場合は木材利用ポイント発行
対象者が購入した時点)又は内装・外装木質化の工事が完了した時点で行うことができます。

- ② 木材利用ポイントの交換申請書類

木材利用ポイントの発行対象である工事の実施又は製品を購入したことが確認できる書類
(事務局が定めた工事証明書及び納品証明書、工事請負契約書の写し、竣工写真、領収書の
写し等)、申請者の確認ができる書類等の提供を求める予定です。



(5) 木材利用ポイントの交換商品

- ① 地域の農林水産品等

- ② 農山漁村地域における体験型旅行

- ③ 地域商品券、全国商品券・プリペイドカード(食品・食事券

(お米券・お肉券等)を提供する事業者以外は、森林づくり・木づかい活動に対する寄附を要する。)

- ④ 森林づくり・木づかい活動に対する寄附

- ⑤ 特定被災地域に対する寄附

- ⑥ 即時交換(木材利用ポイント対象の工事以外の木材を使用した工事の費用に充当)

※ 全国商品券・プリペイドカード(お米券・お肉券等事務局が別に定める食品・食事券は除く。)への交換、即時交換を行う場合は合計で、木材利用ポイントの50%が上限。

NPO事務局より:

木材利用エコポイントにつきましては、上記のように、製品/サービスへの交換の他にも

- ④ 森林づくり・木づかい活動に対する寄附(→ 当NPO法人も申請中です)

- ⑤ 特定被災地域に対する寄附 に充当することも可能です。

エコポイントの詳細につきましては、木材利用ポイントのホームページ等でご確認をお願いいたします。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/riyou/130329.html>